

人吉市人事評価システム導入業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答書

プロポーザル名称			人吉市人事評価システム導入業務委託公募型プロポーザル	
NO	該当資料名	頁等	質 問 事 項	左記に対する回答
1	プロポーザル実施要領	5	「令和8年度以降に契約した場合の令和8年度から令和12年度までのシステムの保守、使用に係る費用を提示すること。」こちらの費用に上限はございますでしょうか。	令和8年度から令和12年度までのシステムの保守、使用に係る費用については、上限額は設定していません。
2	別紙1 審査基準等	1(2)	見積金額は、導入委託料のみでしょうか。それとも令和8年度以降の5年利用料も含めた総額でしょうか。相対評価となっておりますが、どのような計算式で評価点を算出されるのかご教示いただけますでしょうか。	見積金額は、導入委託料（令和7年度中のシステム仮稼働・試行運用に係る費用も含むシステムを導入するために必要な経費）のみです。参考として、令和8年度から令和12年度までの5年間のシステムの保守、使用に係る費用を提示してください。 評価点算出の際の計算式は、5点×最低提案見積金額／提案見積金額（※小数点以下切り捨て）となります。
3	別紙1 審査基準等	1(3)	「機能要件の充足性」が評価基準となっておりますが、仮に「×」の項目があったとしても失格になるわけではないというのでしょうか。また、充足性をどのように評価点として算出されるのかご教示いただけないでしょうか。	人吉市人事評価システム機能要求書（様式9）について、「×」の項目があったとしても失格にはなりません。 評価点算出の際の計算式は、20点×各評価の数×各評価の倍率／全機能数（【各評価の倍率】評価◎：1.0倍、評価○：0.7倍、評価△：0.1倍、評価×：0倍）となります。
4	別紙1 審査基準等	2(1)	基本方針を提示するにあたり、貴市の人事評価制度についても理解する必要があると考えております。人事評価運用手引きや現行評価シートをご提供いただくことは可能でしょうか。貴市の制度運用、目指す姿を理解し最適なご提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。	手引等の提供はできません。人吉市人事評価システム導入業務仕様書、人吉市人事評価システム機能要求書（様式9）等を基に基本方針の作成をお願いします。
5	プロポーザル実施要領	8	選定委員会の委員の方の役職構成をご教示いただけますでしょうか。 より選定委員の方の視点に立ったご提案をさせていただきたいと考えております。	選定委員会の役職構成は、部長級1人、次長級1人、課長級3人、係長級1人です。
6	仕様書	3(1)オ	「人事管理システム」及び「給与システム」とのデータ連携についてですが、4（2）クの記載のとおりCSV等による入出力による連携と考えてよろしいでしょうか。 また、想定されているデータ連携先のそれぞれのシステムのメーカー、製品名をご教示いただけますでしょうか。	「人事管理システム」及び「給与システム」とのデータ連携については、CSV形式等により連携することを想定しています。 データ連携先のシステムは、F U J I T S U の I P K N O W L E D G E V 3 総合内部情報ソリューションです。
7	プロポーザル実施要領	4	9（3）イ（ウ）「原則として、事前に提出した企画提案書により」とございますが、企画提案書をプレゼンテーション用に簡易的にまとめた資料でのプレゼンテーションは可能でしょうか。	事前に提出した企画提案書をプレゼンテーション用に簡易的にまとめた資料を用いてプレゼンテーションをすることは可能です。ただし、企画提案書に記載のない内容等を当該資料に記載することは不可とします。
8	プロポーザル実施要領	6	12（1）エ（ウ）「仕様書の業務内容に応じて一部再委託予定のものがあがる場合は、その旨を記載すること」とございますが、明細備考欄等への表記で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	人吉市人事評価システム機能要求書（様式9）	130	コンボボックスはどのような利用を想定しておりますでしょうか。ラジオボタン、チェックボックス内の選択肢で「その他」等の指定項目を選んだ場合にテキスト記載欄を表示させるといった制御でも要件を満たせますでしょうか。	コンボボックスの利用としては、アンケートの回答、自己申告書の記入等に際し、記号選択又は文字入力をし、回答等できることを想定していますが、質問のとおりのラジオボタン、チェックボックスによる制御でも当該利用の際に回答等が可能であれば要件を満たすものとしします。
10	プロポーザル実施要領	12(3)	「提出書類のうち正本として各1部（紙媒体）、副本として電子データを提出すること。」と記載がありますが、様式6には「副本11部（正本1部、副本10部）」となっております。どちらが正でしょうか。 また、様式6が正の場合は、副本が必要なのは、企画提案書別紙だけでしょうか。	提出書類については、プロポーザル実施要領に記載しています「提出書類のうち正本として各1部（紙媒体）、副本として電子データを提出すること。」が正しい内容ですので、様式6については、当該部分の記載を修正し、修正版を令和7年5月27日に掲載しました。